

「県民の声を受けて」公表分の概要

平成26年5月29日
戦略企画部

県民の声を受けて、5月16日に県ホームページに公表した県民の声の概要と県の対応は、別添のとおりです。

声の件数は20件ですが、このうち2件については複数の所属が対応しており（別表の整理番号欄の（ ）内が重複番号）、県の対応件数は22件となっています。

声の種別、部局別の県政への反映区分等の概要は、次の1及び2のとおりです。

また、別表の整理番号欄に、A、B又はCを印した主な内容は3のとおりです。

1 声の種別

県民の声は、次の7種類に区分して整理しています。(件)

区分	提案意見	苦情	要望	照会	相談	激励賛同	その他	計
件数	13	6	1	2				22

2 対応部局別反映区分

県民の声の県政への反映については、次の6区分によって整理しています。(件)

部局等	区分	既の実施している	県民の声を受けて実施した	今年度内に反映したい	次年度以降に反映したい	施策の参考とする	反映は困難である	計
防災対策部								
戦略企画部								
総務部		3					1	4
健康福祉部		3						3
環境生活部				1	1		2	4
地域連携部			3			2		5
農林水産部		1						1
雇用経済部								
県土整備部		1	1					2
出納局		1						1
企業庁								
病院事業庁								
議会事務局								
監査委員事務局								
人事委員会事務局								
教育委員会事務局		2						2
労働委員会事務局								
選挙管理委員会事務局								
計		11	4	1	1	2	3	22

注) 各庁舎事務所等は、本庁の各部局にカウントしています。

3 主な内容

(1) 職員に関するもの（別表の整理番号欄にAを印したもの）

ア 職員に関するもの

- ・職員の勤務、行動等に関する苦情、照会 No. 1、No. 17、No. 18 (No. 14)、No. 19、No. 21

(2) 職員の気付きに繋がると思われるもの（別表の整理番号欄にBを印したもの）

ア 県有施設の管理に関するもの No. 15

(3) 「県民の声を受けて実施した」もの（別表の整理番号欄にCを印したもの）

ア 県政への反映区分のうち「県民の声を受けて実施した」もの No. 14、No. 15、No. 16、No. 19

県民の声を受けて
(Web公開)

- ・平成26年5月16日に県ホームページ「県民の声」コーナーで公開したもの
- ・下表のうち、「種別」及び「反映区分」欄は、県ホームページには未掲載
- ・整理番号欄に、A、B、Cを印したものは、今月の主な内容（11件）
 Aは職員に関するもの（6件）
 Bは職員の気付きに繋がると思われるもの等（1件）
 Cは「県民の声を受けて実施した」案件で、県民サービス向上のため業務の改善等へ反映したもの（4件）

整理番号	受付年月日	受付方法	種別	【件名】	【概要】	対応部局	対応課	【対応内容】	反映区分
1 (A)	2014/4/14	電子メール	照会	職員の人身事故について	職員が人身事故を起こした場合、どうなるのでしょうか。	総務部	人事課	三重県では、「飲酒運転・交通事故等に対する懲戒処分の基準」を定めるなど、職員に起因する交通事故や飲酒運転等の悪質な非遵行為等については、厳正に対処していくこととしています。こうした中、職員が交通事故を起こした場合は、当該職員に対して所属長より厳しく注意を行うとともに、その事故の原因や過失の程度、相手方の怪我の程度等事故の状況によっては、懲戒処分を行う場合もあります。職員の交通事故は、公務への信頼を損なう行為であり、社会的な影響も大きいことから、今後も研修などを通じて交通安全意識を啓発してまいります。（参考）「飲酒運転・交通事故等に対する懲戒処分の基準」 http://www.pref.mie.lg.jp/JINJI/HP/ninmen/inshu-kotsujiko.chokaikijun.pdf	すでに実施している
2	2014/4/17	電子メール	提案意見	自動車税のクレジットカード決済について	手数料をとるのは、ナンセンスです。税徴収の公平性があるかもしれませんが、手数料は無料にしてください。考え方がほかの自治体より古いと思います。	総務部	税務企画課	平成26年度から開始します自動車税のクレジットカード納税についてご意見いただきありがとうございます。手続の際の手数料について無料にとのことでしたが、導入に当たり総務省からの通知や他県の状況等について検討を行ってきました。総務省の通知では、「民間の店舗の売上代金等は性格が異なる」ことや「ポイントサービス」等があることから、「クレジットカードを利用しない他の納税者との公平性の観点から納税者本人が負担すべき性格のものであると考えられる。」との見解が示されています。さらに他の都道府県での自動車税のクレジットカード納税においては、全ての都道府県で利用者に手数料をご負担いただいている状況です。また、クレジットカードで納税された場合、新たに利用者に対し車検用の納税証明書を送付する必要がありますが、三重県でこれらの作成、発送費用を負担することとなります。クレジットカード納税を利用しない他の納税者との公平性も考慮し、三重県で手数料を負担することは適当ではないと判断し利用者の方にご負担いただく方法としましたのでご理解をお願いしたいと存じます。	反映は困難である
3	2014/4/11	電話	苦情	個人住民税の特別徴収について	個人住民税の特別徴収ですが、あれは県の事業とは違うのですか。会社で、個人住民税の特別徴収の事務をしている者なのですが、従業員の住んでいる市によってやり方が違い、大変な手間です。こういうことは県がもっとちゃんと指揮をして、県内の市に言うべきだと思います。民間ではこのように各市によってやり方が違うなどという煩雑なやり方はあり得ません。それに事前のおしらせなどの広報活動が全然なされていなかったように思います。こんなに浸透していない状態で26年度からのスタートは無理だったのではないですか。26年度に広報活動をして、27年度にスタートするぐらいでないと無理だったと思います。法律があるからそういうわけにはいかないというのは分かりますけどもね。本当に困っているし、腹が立っています。	総務部	税収確保課	平素は県税務行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。給与所得者に係る個人住民税につきましても、地方税法上、特別徴収の方法によって徴収するものと規定されております。しかし、全く特別徴収が実施されていない事業所があったり、パートやアルバイト従業員等については特別徴収が実施されていないなどの状況がありましたので、平成21年度より、県と県内全市町が連携し、個人住民税の特別徴収を徹底する取組を開始し、特別徴収制度を周知するため、毎年、県・市・町の広報誌への掲載、事業所への文書・チラシの送付を行うなど、自主的に特別徴収を実施していただくよう依頼してきたところです。また、平成25年10月には、平成26年度からの特別徴収義務者の指定の徹底に向け、指定の対象となる事業主に「市（町）民税・県民税の特別徴収義務者の指定について（予告通知）」を発送し、年末調整説明会等における説明や新聞・ポスター・テレビ・ラジオ等による広報取組も行いながら準備を進めてきたところです。なお、個人住民税（個人県民税を含む）は各市町村で賦課徴収を行う税となりますので、事務手続等は、お手数ですが従業員が居住する市町村ごとに確認をお願いいたします。事業主の皆様、事務担当の皆様には、大変な事務負担をお掛けいたしますが、従業員の皆様の利便性の向上を目的とした特別徴収の実施につきまして、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。	すでに実施している
4	2014/4/14	電子メール	提案意見	差押えの際の責任者氏名について	県税事務所が差し押さえを行うとき、氏名が書いてありますが、単なる担当職員の氏名になっていきます。たとえば事務所長など、責任を取れる職員の氏名を記載すべきではないのですか。	総務部	税収確保課	日頃は県税務行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。県税滞納整理に当たり差押処分を行う際の事務手続につきましては、地方税法において「国税徴収法に規定する滞納処分の例による」と規定されています。県税の差押件数の大半を占める債権の差押手続についてご説明しますと、第三債務者へ国税徴収法第62条の規定に基づき債権差押通知書を送達するとともに、滞納者へ同法第54条の規定に基づき差押調書の謄本を送達することにより差押手続を行います。その様式については三重県県税の滞納処分に関する文書等の様式に関する規則第2条第6号で差押調書（債権用）の様式を、同条第14号で債権差押通知書の様式をそれぞれ定めています。原則として両様式とも上部右側に差押権者である県税事務所長名を記載し、下部右側には本差押に関する連絡先として実務担当者の所属名と氏名及び電話番号を記載することとしています。差押えの対象となる財産ごとに使用する様式には若干の差異があるものの、第三債務者及び滞納者へ送達する様式については同様の構成となっています。ただし、徴収職員が現場で調査等を行い、その場で財産を特定し差し押さえる場合には、県税事務所長より権限の委任を受けた当該徴収職員名義で調書等を作成することになります（各様式の調理要領で規定）ので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
5	2014/4/16	電子メール	提案意見	犬猫の譲渡について	保健所に保護された犬猫のことはご存知でしょうか。先日迷い犬を保護しました。うちでは飼える環境ではなく、役場で保護してもらいましたが、飼い主が見つからず、そのまま保健所に引き渡されました。命の期限は7日です。飼い主にしか引き渡さない三重県の制度はおかしいと思います。飼い主が放置しても名乗り出なかった場合、殺処分されるのですか。ボランティアとか助けてくれるところがあったとしても引き渡さず、殺処分するのですか。譲渡もあるようですが、条件が厳しすぎます。税金を使って殺処分するよりも、税金を使って犬猫の小さな命の生きる道を作ってあげてください。	健康福祉部	食品安全課	動物愛護管理に関し、ご意見をいただきありがとうございます。三重県では、飼い主が判明しない犬を收容した場合、種類や毛色などの情報を保健所に掲示するとともに、ホームページに写真を掲載することにより、收容された犬をできるだけ多く飼い主に返還するよう努めており、今回保護された犬についても無事、飼い主に返還されました。今後も適宜、現行の譲渡方法を見直し、返還に至らなかった犬や猫の譲渡事業の充実に取り組むとともに、犬や猫の引取数及び処分数の減少をめざして、飼い主に対して終生飼養、所有者の明示及び避妊去勢の実施等の啓発をおこなってまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している

6	2014/4/14	電子メール	提案意見	鳥インフルエンザの対応について	報道によれば、中国では今年に入り、鳥インフルエンザ（H7N9型）の感染者が急増する中、家族間で人から人に感染した疑いのある例が相次いでおり、家族間の感染が確認されても、世界保健機関（WHO）などが懸念するパンデミック（世界的大流行）に至るような連鎖が起きているわけではないが、社会不安が高まりかねないことから、中国当局は発表の文言にも神経を使うなど警戒を強めているとのこと。このような状況ですが、専門的な知識を有しない県職員で対応できるのですか。	健康福祉部	薬務感染症対策課	ご質問いただきありがとうございます。中国で発生しているH7N9型鳥インフルエンザは、今のところ、日本において感染した人は確認されていませんが、国内で感染者が発生した場合に備えるため、本県としましては、感染症の専門機関である感染症指定医療機関等と連携して医療提供体制を構築しています。また、県内で鳥インフルエンザが発生した場合には、防疫作業に携わる職員の防護服着用等による感染予防措置や積極的疫学調査を実施するなど、感染症指定医療機関や国立感染症研究所と連携しながら、人への二次感染防止のための対策を講じることとしています。	すでに実施している
7	2014/4/10	電子メール	提案意見	県立大学卒業生の県内就職率等について	県立大学で、ほかの大学で問題のあった教員が理事になっていると聞きました。それに、県立大学を卒業し看護師になった卒業生の半数以上が県外に行っているそうですね。そもそも県立大学としての役目が不明確なのではないですか。こんなことに我々県民が汗流して納めた税金を使われたのかと思うとたまりません。税金を返してほしいと思うくらいです。このことについて、詳細に回答をお願いいたします。	健康福祉部	医務国保課	平素は、三重県行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。ご意見をいただきました、県立大学の理事の任命については、公立大学法人として大学の判断で行われていますので、いただいたご意見については、大学にお伝えします。県立大学卒業生の県内就職に関してですが、過去5年間平均で、卒業生の県内就職率は54.4%となっております。また、大学においても、県内においても、県内就職支援に関する様々な取組を行うなど、県内の就職者が着実に増加するよう努めています。県立大学は、看護教育・研究の中核機関として、質の高い人材を養成することや、研究の成果を社会に還元して、看護の発展等に寄与することを目的に設立されました。大学は、その目的を達成するために、中期計画を策定し、その達成に向けて取り組んでいるところで、評価機関からも、これまでの中期計画の達成状況は概ね順調であるとの評価を得ているところで、ご理解を賜りますようお願いいたします。	すでに実施している
8	2014/4/7	電子メール	苦情	県有施設のバリアフリー対策について	さわれる彫刻展を開催している三重県文化会館ギャラリーに出かけました。今回の様なイベントはめったに無いので、全盲の私には楽しいひとときでした。県立文化会館へ出かけるのは初めてだったのでギャラリー入り口と案内のあった近くに駐車をしました。おもしろい駐車場を見つけられませんでした。この入り口の近くには無いのでしょうか。入り口のドアは手動式なので、歩行障害もある私は、入るのに苦労しました。せめて引き戸にしたいと思います。スロープには手すりがありました。片側だけなのは何故なのでしょう。それに手すりの起終点を示すものが無かったので、すっぽ抜けてしまいました。階段も同じく起終点を示すものがありませんでした。また踊り場の折り返す所で手すりがつながっているのですが、何故直角に曲げられているのでしょうか。人間は直角に曲がれませんので、Rの手摺りにしたいと思います。この構造は三重県文化会館に限ったことではありません。手すりを使用しない者が設計してあるところは一部を除いて人間の動線を無視しています。エレベーターを利用してくださいということですが、車いすにならない為に、出来るだけ歩きたいという思いからの要望です。全盲と歩行障害のある私にとって天敵である誘導ブロックが無かったのは有り難いことでした。	環境生活部	文化振興課	三重県総合文化センターをご利用いただきありがとうございます。この度は、文化会館のご利用にあたり、ご不便をおかけして申し訳ありませんでした。おもしろい駐車場についてはメインエントランス横の駐車場（A-2駐車場）に12台、立体駐車場の1階に3台、2階に2台、3階に3台ございます。また、施設利用に当たって事前にご連絡をいただきました場合には、催し物の主催者に連絡して会場までの案内を依頼するなど、できる限りの対応を行っておりますので、総合文化センターにお問い合わせください。施設改修については、開館20年目を迎えて老朽化も進んでいることから、緊急度の高いものを優先しながら、県民の皆様にも快適に利用していただけるよう努力してまいりますのでご理解の程よろしくをお願いいたします。	反映は困難である
9	2014/4/9	電子メール	要望	後援名義について	現在、サーカスの公演に関し、後援名義の申請が出ていると思いますが、その件に関し、後援はつけないで欲しい旨、要望します。サーカスは旧態依然として動物の利用を継続しており、動物の不適切な取り扱いを堂々と人々に見せる内容となっています。移動設備で飼育が行われている状況は動物の福祉を無視したもので、華々しく見せている表舞台とは全く異なる実態があります。動物について「嘘」を教えることは、将来的に、誤った動物の利用を継続させることにもつながります。また、サーカスの動物利用に対しては、法律で禁止することが世界的な潮流となっています。何らかの法的禁止を行なっている国は33か国に及びます。諸外国では違法とされるような行為に対し、地方自治体がお墨付きを与えるようなことはぜひ避けていただきたく、何卒よろしくお願ひ申し上げます。	環境生活部	文化振興課	ご意見ありがとうございます。三重県では、文化事業等を実施する団体から後援名義使用申請があった場合は、「文化に関する三重県名義使用の承認基準」（平成26年2月24日以降は「文化芸術等に関する後援名義使用等及び知事賞交付に関する事務取扱要領」を適用）に基づき、その使用を許可しています。この度の後援名義使用申請につきましては、同承認基準により審査をしたうえで、適当と判断し、後援名義の使用を許可させていただいたところです。本県の対応につきましては、以上のとおりでございますので、何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。	反映は困難である
10	2014/4/14	電子メール	提案意見	サイクルラックの設置等について	総合博物館の駐輪場について思うことが2点あります。1点目は、駐輪場のスペースが狭く、その位置も初めての人にはとてもわかりづらいところにあることです。高校生までの入館料を無料にしたことは、若い世代の人たちに大いに利用してもらいたいとの期待が込められているのだと思うのですが、公共交通機関が津駅からの路線しかない状況の中で、リピーターとして見込める近隣に居住する中・高生や大学に通う学生が、一人で博物館に行くとするれば、自転車の利用も結構あると思います。2点目は、駐輪場にはサイクルラックを設置してほしいということです。先日、総合博物館を見学して、駐輪場に戻ってみると、そんなに強い風が吹いている日でもなかったのですが、きちんと止めておいた自転車が倒れていました。総合博物館にはこれまで数回出かけたのですが、自転車が倒れていたのはこれが初めてではありません。今のままだと、強い風の日には自転車は全部倒れると思います。将棋倒しになった自転車を起こすのは大変で、博物館を訪れた人が最後に不快な思いをして帰っていくことになるのではと危惧します。駐輪場には最近屋根が設置されてよかったのですが、サイクルラックもぜひとも設置して転倒防止を講じていただきたいと思います。自転車は倒れると壊れることもあるし、他の自転車によって壊されることもあります。また、サイクルラックがあると自転車の整理もしやすいと思います。	環境生活部	総合博物館	総合博物館の駐輪場を利用しやすくするために、駐輪スペースの確保、駐輪場への案内の解りやすさ、自転車の転倒防止のためのサイクルラックの設置に対しての建設的なご意見ありがとうございます。駐輪場のスペースについては、今後、利用状況を調査・把握していきたいと考えています。その結果、どの程度スペースが必要かを見積もり、必要に応じて駐輪場を新たに設置することも検討していきます。また、現地の案内看板や利用案内などを工夫して駐輪場の位置が解りやすくなるようにしたいと考えています。駐輪場にサイクルラックを設置することについては、止めておいた自転車が倒れることで、自転車が傷つくだけでなく利用者にも怪我等被害が及ぶことが予想されます。実現を目指して予算確保に努めていきたいと考えています。今後ともご支援のほどよろしくお願ひいたします。	次年度以降に反映したい
11	2014/4/21	電子メール	提案意見	新県立博物館について	新県立博物館のご開館、誠におめでとうございます。大変立派なプレゼンと展示内容に感銘を受けましたが、1点、改善していただきたいことがありました。真のユニバーサル・ミュージアムを目指すために、英文の説明を追加していただきたいことです。グローバルに三重を情報発信する必要があります。外国の友達を連れて行ったのですが、少し残念でした。県内の小学校では、入学者の1割を外国人児童が占める学校もあり、三重に住む外国の子どものためにもユニバーサルなミュージアムであるべきだと思います。英文翻訳のために各自治体のボランティアや県の職員・教員といった人材を活用すべきではないでしょうか。	環境生活部	総合博物館	誰もが使いやすい博物館にするために、英文解説の追加に対してのご要望ありがとうございます。三重県総合博物館では、ユニバーサルデザインの考え方を基本に、誰もが使いやすい博物館にするために整備してきました。多文化共生の観点では、三重県にお住まいで外国語を母国語とする方の人口の上位5位までの言語である英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語の5カ国語に対応した解説リーフレットと携帯型の検索端末を貸し出すことで対応しています。ご要望の展示スペースへの外国語の解説文の追加ですが、展示スペースが限られているため、コーナー名やその解説のみに限定して英語を表記することとしています。このため現在の検索端末や解説リーフレットを活用するとともに、今後新たに外国語の解説シートを作成することで対応していきたいと考えています。検索端末の英語訳については、学芸員と議論しながら県環境生活部多文化共生課に在籍しているネイティブである2名の国際交流員に翻訳していただきました。今後も、国際交流員には、基本展示の追加翻訳や企画展示の翻訳にご協力を仰ぎながら、外国語対応を充実させていきたいと考えています。今後ともご支援のほどよろしくお願ひいたします。	今年度内に反映したい

12	2014/4/14	電子メール	提案意見	県営松阪野球場の管理について	松阪の県営球場の件です。メンテナンス不足で外野の芝が痛み、外野スタンド席も雑草が繁茂している状態です。松阪の県営球場は、少なくとも東海4県のなかで、県営球場として「最低」「最悪」です。47都道府県の中でも、おそらく最低でしょう。この球場は構造的な問題で、内野スタンドの傾斜が少ない為、上段にいかなければ試合が見えません。これらの問題を解消するには新築か、大改装が必要と思われるが、三重県にはその考えがないと伺いました。残念で恥ずかしい限りです。プロ野球、Jリーグなど、プロスポーツの公式戦が1試合も開催されないのは、東海地区で三重だけです。直ちに、松阪県営の外野芝生の整備、雑草駆除（レフト及び左中間など）、外野スタンドの雑草駆除など整備にとりかかるとすべきです。10月には秋の東海大会が県営球場で行われます。他県のファンも多く来られます。いつも彼らは、三重県の球場、特に県営球場を冷笑しています。球場の状態について激しい意見を言う他県ファンがいて、屈辱感で一杯ですが、私は「ごもとも」とも思いません。どんなに遅くとも10月のこの大会までには、整備をするべきだと思います。	地域連携部	国体準備課	県営松阪野球場に関する貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。松阪野球場の芝生については、一部枯れかけているところもあり、指定管理者に芝生の養生に向けた対策を取るよう働きかけてまいります。今後も県営スポーツ施設の管理運営にご理解賜りますようお願いいたします。	施策の参考とする
13 (22)	2014/4/1	電子メール	提案意見	熊野古道やニホンカモシカについて	熊野古道荷坂峠は、沢山の自然の生き物を見かけます。今迄見た事がなかったのですが、一週間前からニホンカモシカが国道の側まで来ています。二匹いたのですが、この前一匹が車にひかれて死んでいました。今朝も大きなニホンカモシカが国道の側までできていて、凄く得した気分になりました。こんなに自然動物に出会える峠は、近くの峠でも見た事ありません。県や町と協力して自然の生き物に出会える荷坂峠として、世界遺産熊野古道の自然の保護や宣伝に、何か役にたてないかと思いいメールしました。	地域連携部	東紀州振興課	県では、平成24年度に熊野古道の魅力を感じ、繰り返し訪れることができるよう自然などをテーマとした「熊野古道伊勢路ウォーク」を行い、古道歩きの魅力を発信しました。熊野古道が世界遺産に認められた「文化的景観」は、自然から文化まで広い範囲にわたることから、今後も様々な視点から熊野古道伊勢路の魅力発信していきます。また、平成26年は熊野古道が世界遺産に登録されてから10周年を迎えることから、熊野古道伊勢路を「幸（さち）結びの路」としてPRするとともに、新たなファンやリピーターを増やす様々な事業を市町、地域と一体となって実施することにより、賑わいの創出につなげていきたいと考えていますので、ご協力のほどよろしく申し上げます。	施策の参考とする
14 (18) (A) (C)	2014/4/2	提案箱	苦情	庁舎3階のたばこについて	鈴鹿庁舎3階の建設事務所は、喫煙する職員によるタバコの臭いがあまりにひどく不快です。私はタバコを吸うことがなく臭いも非常に苦手で、そのような場にいると、気分が悪くなるのが頻繁にあります。3階へあがると、すでにタバコの臭いで充満しています。事務所内でもかなりにおいます。勤務中にも喫煙に行っているようで不快な臭いを放つ職員が多すぎます。喫煙室から呼ばれてきて、「お待ちせしました」と来ていただいても非常に臭く、息も臭く不快で気分が悪くなります。トイレを借りたいときは、喫煙室と思われる場所の前を必ず通らなければならないので、仕方なく息を止めてトイレまで駆け込みます。タバコによる副流煙の害も考えられます。確実に体に悪いです。庁舎には、いろいろな方が出入りすると思います。体の悪い方、妊婦の方、お子さんなど多く見えます。そのような方々に配慮はないのでしょうか。このタバコの臭い、副流煙の害を何とかしてください。	鈴鹿庁舎	地域調整防災総合事務所	この度は貴重なご意見ありがとうございます。三重県鈴鹿庁舎では、受動喫煙対策として、喫煙スペースを1階・3階・4階に設置し、建物内での分煙を進め県民の皆さんに気持ち良く来庁していただけるよう努めています。改めて庁舎内職員に対し、喫煙スペースの適正な利用に努めるよう周知いたしました。ご理解いただきますようお願いいたします。	県民の声を受けて実施した
15 (B) (C)	2014/4/18	電子メール	提案意見	ポスターの掲示について	三重県伊賀庁舎の2階の掲示板に政治的な主張をしている団体のポスターが2枚貼られています。県庁舎の掲示板は、政治的に公正中立であってほしいと思います。公的な場所で特定の考えを支持するような掲示があることは決して適切ではないと思います。ぜひ、この掲示を止めてほしいです。	伊賀庁舎	地域調整防災総合事務所	この度は、貴重なご意見をいただきありがとうございます。この件により、ご不快な思いをお掛けいたしましたこととお詫び申し上げます。県民の皆様の誤解を招くことのないよう掲示は中止しました。掲示物につきましては、今後も十分注意を行うよう努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。	県民の声を受けて実施した
16 (C)	2014/4/15	提案箱	提案意見	熊野庁舎の照明について	日中の電灯を暗く感じます。室内の暗さはやり過ぎではないかと思えます。特に4階は真っ暗です。エコ・節電も大事だと思えますが、仕事に支障を来しているだろうと思われれます。眼が疲れると、体にも負担がかかります。よく仕事をしてもらうためにも明るくしてはいかがでしょうか。	熊野庁舎	地域活性化防犯局	ご意見ありがとうございます。三重県では、不要な照明を消すなど節電を行っていますが、今後、職員の健康等にも配慮のうえ、節電を行なうよう熊野庁舎内の各事務所長宛に通知を行いましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。	県民の声を受けて実施した
17 (A)	2014/4/11	電子メール	苦情	勤務時間中のスマートフォンの使用について	昨日と本日に伊勢農林にお邪魔していましたが、職員が勤務時間中にご自身のものと思われるスマートフォンの操作をしているのが気になりました。昨日から続けてですので、勤務中に毎日スマートフォンで遊ばれているのではないかとすると、腹立たしいです。	伊勢庁舎志摩庁舎	水産庁舎	ご意見ありがとうございます。職員の態度により不快な思いをされたことについて、お詫び申し上げます。勤務時間中の態度やマナーについては、かねてから会議等の場で注意を喚起しているところですが、今回のご指摘を踏まえ、来庁される方をはじめとした県民の皆様に不快感を与えることがないよう、引き続き様々な機会を捉えて職員に徹底してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
18 (14) (A)	2014/4/2	提案箱	苦情	庁舎3階のたばこについて	鈴鹿庁舎3階の建設事務所は、喫煙する職員によるタバコの臭いがあまりにひどく不快です。私はタバコを吸うことがなく臭いも非常に苦手で、そのような場にいると、気分が悪くなるのが頻繁にあります。3階へあがると、すでにタバコの臭いで充満しています。事務所内でもかなりにおいます。勤務中にも喫煙に行っているようで不快な臭いを放つ職員が多すぎます。喫煙室から呼ばれてきて、「お待ちせしました」と来ていただいても非常に臭く、息も臭く不快で気分が悪くなります。トイレを借りたいときは、喫煙室と思われる場所の前を必ず通らなければならないので、仕方なく息を止めてトイレまで駆け込みます。タバコによる副流煙の害も考えられます。確実に体に悪いです。庁舎には、いろいろな方が出入りすると思います。体の悪い方、妊婦の方、お子さんなど多く見えます。そのような方々に配慮はないのでしょうか。このタバコの臭い、副流煙の害を何とかしてください。	鈴鹿庁舎	総務・建設管理課	当事務所を訪問した際、タバコの臭いにより、不快な気分になられたことにつきまして、お詫び申し上げます。鈴鹿庁舎3階では喫煙室がトイレへの通路わきに設置されており、職員に対しては、タバコの煙が通路に漏れないよう迅速に開閉することを周知していますが、改めて徹底させていただきます。また、対応する職員や事務所内でタバコの臭いがするとのご指摘につきましては、職員に対して、タバコの臭いを不快に感じる来庁者がいることを認識するとともに、タバコを吸う際のエチケットに留意するよう所内で周知徹底してまいります。	すでに実施している

19 (A) (C)	2014/ 4/4	電話	苦情	カーブミ ラーの設置 と職員の対 応について	志摩建設事務所が私有地にカーブミラーを設置しています。そのカーブミラーが老朽化したので新しくする際に、説明がなかった上にひどい工事でしたので、納得ができません。その後、志摩建設事務所から職員が来て、設置承諾書という書類を置いて行き「サインをしてくれ」と言われました。これまでの建設事務所の職員の態度を腹立たしく思っていたところに挨拶もなくひどい工事をされて、もう我慢の限界が来たので、カーブミラーをどけてほしいと思っています。どうにかならないでしょうか。	伊勢庁舎 志摩庁舎	志摩建設事務所 保全室	ご意見ありがとうございました。この度は、職員の対応によりご不快な思いをおかけしたことをお詫び申し上げます。ご指摘いただきましたカーブミラーが貴私有地に設置されていたことを確認しました。当該カーブミラーが設置されている箇所は、平成21年度に道路拡幅工事を行い、2車線道路となりました。そのため、当該カーブミラーが無くても通行車両が安全に走行できることを確認しましたので、早急に撤去させていただきます。長期にわたり、貴私有地にカーブミラーを設置させていただきありがとうございました。 (参考) 当該カーブミラーは4月28日(月)に撤去済み。撤去にあたっては本人に連絡し、了解済み。	県民の声を受けて実施した
20	2014/ 4/18	電子 メール	提案 意見	印刷物の入 札等につい て	印刷業を営んでいる者ですが、県の入札制度について、意見があります。県が発注する印刷物の落札価格データを見れば一目瞭然と思いますが、毎年に落札価格が下落しているのが現状です。しかも、各社の入札価格を見ても、落札額と最高価格との差が1/3や1/4、中には1/5以上の差が出てくるものもあります。他の物品の入札価格から比較すると異常と言える金額差が並んでいるかと思えます。その一因として、採算を考えず、月末に不足している金額等で入札している業者があることが考えられます。今の入札制度は不健全経営をしている印刷会社の延命を図っているに過ぎず、結果的に健全経営をしている印刷会社の正当な業務まで脅かしている現状です。また、県の入札制度において、以前は「地域要件」が付されていたかと思いますが、最近は見なくなりました。業者にとって「地域要件」についてはプラス面もマイナス面もあり、当初はあまり重要視しておりませんでした。不健全業者の排除を考えると、今は必要不可欠な制度であると思います。もう一点、先日、印刷業者が納期までに履行できずに入札停止という報道がありました。複数の受注物を納期までに納められなかったということは、受注印刷業者の怠慢と判断せざるを得ませんが、発注側(県)の都合で納期が延期になるということがありますが、これに対してはペナルティーがないものなのでしょうか。受注側としては、納期に合わせて工程を組みますが、それをいとも簡単に納期延長されず。受注側の納期不履行でプレス発表される重圧に対し、あまりにも落差があるのではないのでしょうか。しかも、受注後、1週間以上原稿が抛出されないこともあり、その間に納期が圧縮されます。処分を受けた業者の擁護をするつもりはありませんが、できれば、余裕のある納期、適正な納期に設定いただけますようお願いいたします。	出納局	会計支援課	ご意見ありがとうございます。平素は、県の物件調達に格別のご協力を賜り重ねて御礼申し上げます。いただいたご意見のうち、まず電子入札における印刷価格について、三重県では平成24年4月から本庁が発注する設計価格100万円以上の印刷物の調達を対象に最低制限価格制度を導入しており、2年間の運用の結果、平成26年4月からは対象金額を50万円以上に拡大して実施することとしました。今後もこの制度を適切に運用し実績を積み重ねることによって、品質の確保及びダンピングの防止につなげてまいります。次に地域要件について、県では地域産業の育成の観点から、政府調達協定(WTO)の適用を受けないものは原則として県内業者を対象に発注しています。その中でも消耗品と備品については、各地域に所在する県の機関から相当数の発注機会が見込めることから、県内の地域をさらに限定した地域要件を設定しています。印刷物の調達については、製造の請負であり、発注件数に地域間の偏りがあることから地域要件を県内全域として発注していますので、ご理解いただきたく存じます。また、納期の設定について、契約の履行に当たっては、発注者、受注者ともに信義誠実に行う義務があり、発注者からの一方的な納期の延期は認められるものではありません。出納局としては、各所属に対して、このようなことがないように指導するとともに、納期の設定に際しては出来る限り余裕を持たせるよう指導してまいります。	すでに実施している
21 (A)	2014/ 4/10	電子 メール	照会	病気休暇に ついて	短期間の病気休暇は葉袋で認められるそうですが本当ですか。県立学校ではそういうことをしている職員がいると聞きました。短期間でも診断書を取らせるか、有給休暇にさせる、もしくは廃止にする等、即刻改正してください。	教育委員会	教職員課	ご意見ありがとうございます。本県の公立学校におきましては、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇として、病気休暇を認めています。また、病気休暇の期間は、医師の証明等に基づき勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間としています。なお、「医師の証明等」につきましては、例示的にあげたものであり、週休日を除き引き続き6日を超えない期間の病気休暇を受ける場合は、必ずしも医師の証明を必要とするものではありませんが、負傷又は疾病のため、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合である必要があります。	すでに実施している
22 (13)	2014/ 4/1	電子 メール	提案 意見	熊野古道や ニホンカモ シカについ て	熊野古道荷坂峠は、沢山の自然の生き物を見かけます。今迄見た事がなかったのですが、一週間前からニホンカモシカが国道の側まで来ています。二匹いたのですが、この前一匹が車にひかれて死んでいました。今朝も大きなニホンカモシカが国道の側まできていて、凄く得した気分になりました。こんなに自然動物に出会える峠は、近くの峠でも見た事ありません。県や町と協力して自然の生き物に出会える荷坂峠として、世界遺産熊野古道の自然の保護や宣伝に、何か役にたてないかと思いメールしました。	教育委員会	社会教育・文化財保護課	カモシカは国の特別天然記念物に指定されており、紀北町内にも紀伊山地カモシカ保護地域が設定され、カモシカの保護に向けた啓発などの取組が行われています。荷坂峠をはじめ、熊野参詣道やその周辺には多くの自然が残され、カモシカ以外の野生生物も多く見られますので、熊野参詣道を歩かれる際は、そのような生物を見て楽しめることもおすすめします。なお、カモシカの死亡個体を発見された場合は、ご面倒ですが、地元市町へご連絡いただきますようお願いいたします。	すでに実施している